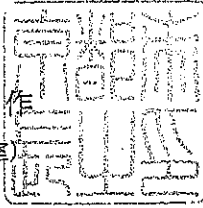


文 地第67号
平成25年5月31日

特定非営利活動法人ノンラベル
理事長 田井 美幸 様

京都市長 門川 大作
(担当 文化市民局地域自治推進室)



京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定について (通知)

「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例」の規定に基づき申出のあった貴法人については、京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会から指定基準に適合すると認められる旨の答申を受け、平成25年5月市会定例会において、下記のとおり、貴法人に対する寄附金が「京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金」として条例に定められましたのでお知らせします。

記

1 条例に定められた名称及び主たる事務所の所在地

地方税法第314条の7第3項の規定に基づき、以下のとおり貴法人の名称及び主たる事務所
の所在地が条例に定められました。

名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ノンラベル	京都市南区久世川原町115番地

2 条例に定められた日等

条例に定められた日	京都市個人市民税の寄附金税額控除の対象となる期間
平成25年5月31日	平成25年5月31日 から 平成30年5月30日まで

※ 貴法人に対する寄附金について、平成30年5月31日以後引き続き、京都市個人市民税の寄附金税額控除の対象とされることを希望するときは、平成29年10月2日から平成30年1月4日までに、継続の申出をする必要があります。

また、条例に定められた貴法人の名称又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく、変更の届出書を提出していただく必要があります。